

# 日本の参議院改革と ドイツ連邦制



平成23年11月14日(月)  
平成23年度北海道政治講座

早稲田大学 大隈記念大学院  
公共経営研究科教授

片木 淳

<http://www.f.waseda.jp/katagi/index.html>

## 目次



(写真は、ペリクレス。  
大英博物館HPによる。)

- I 代表民主制と直接民主制
- II 衆参議院選挙の一票の格差
- III 最高裁判決
- IV 参議院選挙制度等改革案
- V ドイツ連邦参議院
- VI おわりに

## ギリシアの財政危機と国民投票

国民投票表明



国民投票断念



Prime Minister George Papandreou says he will respect the will of the Greek people

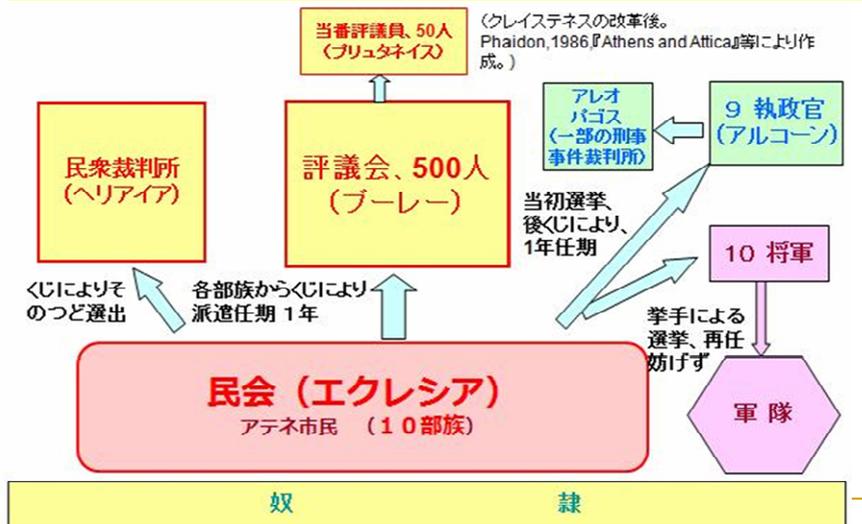
(出典: BBC News HP  
1 November 2011  
「Greek crisis: Papandreou promises referendum on EU deal」 2011.11.5 閲覧)

Papandreou bläst Volksabstimmung ab Merkmals Trost



(出典: SPIEGEL ONLINE HP, 5 November 2011  
「Regierungskrise in Griechenland Papandreou gewinnt Vertrauensabstimmung」 2011.11.5 閲覧)

## 都市国家アテネの民主制 —市民による直接民主制—



## アテネの民会

- ・ 評議員中**ブリュタネイス**たる者はまず国家から金を支給せられて円形堂において会食し、次いで評議会ならびに**民会**を招集する。評議会は休日を除き毎日、**民会**は各**ブリュタネイア**に**四度**。
- ・ (民会)の中の一つは**主要民会**で、この際諸官職がよく行なわれていると思われるか否かについて挙手採決し、また穀物の供給や国土の防備について議事する定めで、また弾劾を欲する者はこの日に行ない、かつ没収財産の目録を読み、また識らぬ間に財産の主がなくなっているようなことのないように相続財産と女子相続人に関する[アルコンへの]願書を読まねばならない。
- ・ [各ブリュタネイアの]**第二の民会**は請願のために開かれ、この際希望者はオリーブの枝を[祭壇の上に]置いてその欲する公私のことについて民衆と談論することができる。**他の二回の民会**は爾余の問題を扱い、この会議では神事三件、伝令および使節に関して三件、俗事に関して三件を扱うよう法律で定められている。



(古代アテネの民会の開かれたブニュクスの丘。後方は、パルテノン神殿の建つアクロポリスの丘)

(村川堅太郎訳 『アリストテレス アテナイ人の国制』(2006年、岩波文庫)による。)

## 都市国家アテネの民主制 ペルシア戦争

前490年 マラ톤の戦い

重装歩兵の活躍

前480年 サラムスの戦い

漕ぎ手としての無産市民の活躍



**アテネ民主制の確立**



(小学館, 1975年, 「万有百科大事典 9 世界歴史」による。)

## アテネの民主制 ペリクレス



(アテネ市内のペリクレス像)

「そして己れの家計同様に国の計にもよく心を用い、己れの生業に熟達をはげむかたわら、国政の進むべき道に充分な判断をもつよう<sup>1</sup>に心得る。ただわれらのみは、公私両域の活動に関与せぬものを閑を楽しむ人とは言わず、ただ無益な人間と見做す。そしてわれら市民自身、決議を求められれば判断を下しうることはもちろん、提議された問題を正しく理解することができる。」

「まとめて言えば、われらのポリス全体はギリシアが追うべき理想の顕現であり、われら一人一人の市民は、人生の広い諸活動に通暁し、自由人の品位を持ち、己れの知性の円熟を期することができると思う。そしてこれがたんなるこの場の高言ではなく、事実をふまえた真実である証拠は、かくの如き人間の力によってわれらが築いたポリスの力が遺憾なく示している。なぜならば、列強の中でただわれらのポリスのみが試練に直面して名声を凌ぐ成果をかちえ、ただわれらのポリスに対してのみは敗退した敵すらも畏怖をつよめて恨みをのこさず、従う属国も盟主の徳をみとめて非難をならさない。かくも偉大な証績をもってわが国力を衆目に明らかにしたわれらは、今日の世界のみならず、遠き末世にいたるまで世人の賞嘆のまとなるだろう。」

ペロポネソス戦争の最中に行われたペリクレスの有名な葬送演説(BC.431年)、久保 正彰訳『トゥーキュディデース 戦史』(1966年、岩波文庫)による。

7

## 代表民主制と直接民主制

### (代表民主制)

- 物理的・技術的に直接民主制の実現が困難である。
- 高度に専門化した現代の国家、地方自治体の運営については、専門家を代表者として選び、総合的視野に立って安定的に実施させるのが妥当である。  
(平成15年3月、『地方分権時代の条例に関する調査研究』の中間まとめⅡ))

### (直接民主制)

- 直接民主制は議会民主主義と並立的に並ぶ制度的基本原理を成す(兼子仁『行政法』)。
- 日本国憲法の国民主権原理はルソー以来の「人民主権」原理と解することができ、この「人民主権」原理が「充実した地方自治」の体制を求める趣旨であると解釈できる(杉原泰雄『地方自治の憲法論』)。

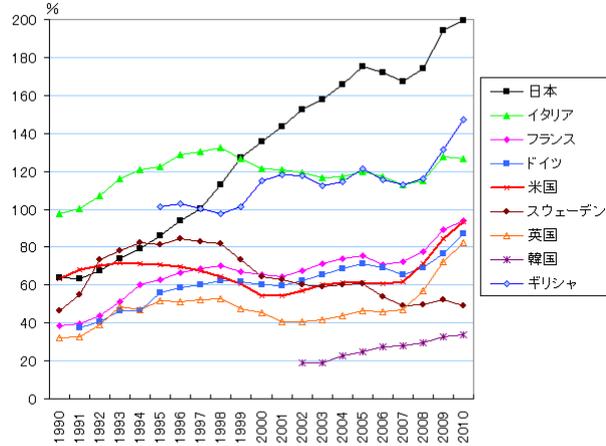
# ギリシアの 財政危機 と日本



Apostolos Polyzonis says he set himself on fire out of desperation at his family's financial situation

(出典: BBC News HP  
17 October 2011  
「Confronting suicide as  
Greek social problems  
mount」 2011.11.5 閲覧)

政府債務残高の推移の国際比較



(注) General government gross financial liabilities (対GDP比)。  
地方政府分を含むが中央政府との重複分は除外。  
(資料) Economic Outlook No 89 - June 2011 (2011.10.17 OECD.Stat による)

(出典: 社会実情データ図録HP)

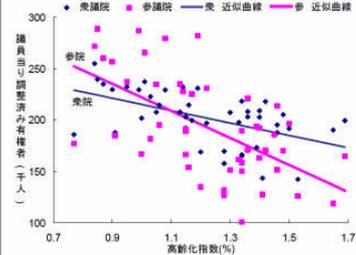
## 高齢者の声を過大に反映する日本の選挙制度

Morgan Stanley MUFG

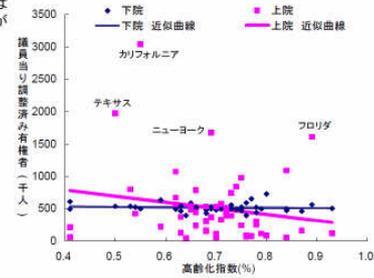
MORGAN STANLEY MUFJ RESEARCH  
2011年1月  
日本経済 物価の変遷: コジラから獲れる森の美女へ

選挙制度問題: 日本と異なり、米国の選挙制度は高齢者の声が過大に反映されない

日本  
日本の高齢者は、地方に集中している。選挙制度は地方に断然有利なので、結果として高齢者の利益が過大に優遇される。



米国



米国では、下院の一票の格差が低い、上院では一票の格差が高い。最も人口が多い4つの州には、若い人も高齢者もいるので高齢者に有利なバイアスはない。

注: 06/20/10で公表した (Robert Alan Feldman著) 「グローバル経済: デフレ: アメリカと欧州は日本の道を歩むのか?」を基に作成。  
出典: 衆議院選挙権 <http://www.census.gov/ipeds/data/govt/2000/2000-021.html>, モルガン・スタンレー・リサーチ  
ロバート・アラン・フェルドマン, (813) 5424-6386, Robert.Tokyo.Feldman@morganstanleymufj.com

## 衆議院小選挙区の一票の格差

1. 全国の議員一人当たり人口 426,858人

### 2. 小選挙区別試算結果

#### (1) 人口上位5選挙区

1 千葉4区 609,040人  
2 神奈川10区 605,465人  
3 東京6区 590,516人  
4 東京16区 583,147人  
5 東京24区 580,053人

#### (2) 人口下位5選挙区

300 高知3区 241,265人  
299 徳島3区 250,347人  
298 長崎3区 255,778人  
297 高知2区 255,972人  
296 福井3区 264,708人

#### (3) 最大較差

最大: 千葉4区 609,040人  
最小: 高知3区 241,265人  
較差: 2.524倍

(4) 人口最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数  
482,530人超  
97選挙区

(総務省HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成22年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」(平成23年10月26日))

11

## 参議院選挙区の一票の格差

全国の議員一人当たり人口 877,105人

### (1) 議員一人当たり人口上位5選挙区

1 神奈川県 1,508,055人  
2 大阪府 1,477,541人  
3 兵庫県 1,397,033人  
4 北海道 1,376,605人  
5 東京都 1,315,939人

### (2) 議員一人当たり人口下位5選挙区

47 鳥取県 294,334人  
46 島根県 358,699人  
45 高知県 382,228人  
44 徳島県 392,746人  
43 福井県 403,157人

### (3) 最大較差

最大: 神奈川県 1,508,055人  
最小: 鳥取県 294,334人  
較差: 5.124倍

(総務省HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成22年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」(平成23年10月26日))

12

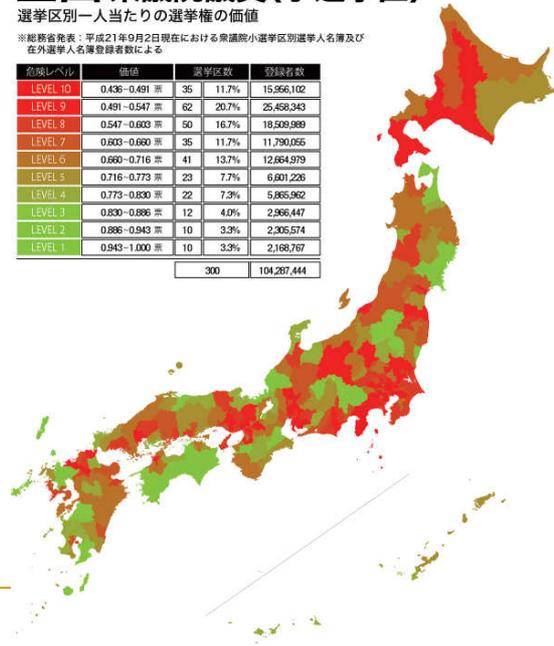
## 衆議院小選挙区別一票の価値

### 全国衆議院議員(小選挙区)

選挙区別一人当たりの選挙権の価値

※総務省発表；平成21年9月2日現在における衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数による

危険レベル	価値	選挙区数	登録者数
LEVEL 10	0.436-0.491 票	35	15,956,102
LEVEL 9	0.491-0.547 票	62	25,458,343
LEVEL 8	0.547-0.603 票	50	19,509,989
LEVEL 7	0.603-0.660 票	35	11,790,065
LEVEL 6	0.660-0.716 票	41	12,664,979
LEVEL 5	0.716-0.773 票	23	6,601,226
LEVEL 4	0.773-0.830 票	22	5,666,962
LEVEL 3	0.830-0.886 票	12	2,966,447
LEVEL 2	0.886-0.943 票	10	2,305,574
LEVEL 1	0.943-1.000 票	10	2,168,767
		300	104,287,444



(「一人一票  
実現国民会  
議」HP資料)

## 参議院各選挙区の一票の価値(鳥取県=1)

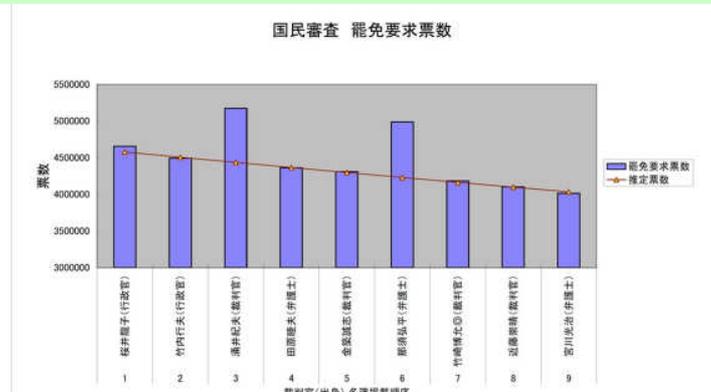
あなたの  
“清き1票”、  
実は  
**0.?票!**



※参院選で鳥取県民の選挙権を1票とした場合の各選挙区の一票の価値  
(総務省発表；第22回参議院議員通常選挙結果表・平成22年7月11日現在の有権者数に基づく)

(「一人一票実現国民会議」HP資料)

## 最高裁判官国民審査の結果(2009年8月30日)



「 国民審査の判事の名簿順に先頭の判事に多くの×印の不信任票が投ぜられ、それから後順位になるにしたがって斬減していくということが、過去数十年間繰り返されていました。

今回は、このパターンとは、異なって、名簿の中ほどに位置する(9人の判事のリストの中、3番目〈梶井〉、6番目〈那須〉)に位置する)、那須判事と梶井判事が、ピヨコン、ピヨコンと二つの山を作っています。

今回の国民審査で、過去数十年間で初めて、国民は、『2判事(那須、梶井)が「一人一票」否定派である』との情報を得て、国民審査権をこの2判事に対して行使したのです。この歴史的意義は重大です。」

(出典;弁護士升永英俊氏HP「一人一票を実現しよう!」)

## 「衆議院議員定数不均衡訴訟」最高裁判決 (2011年3月23日、大法廷)

○ 「1票の較差」が最大2.30倍であった2009年8月の衆議院議員選挙が違憲であるとして全国の有権者らが選挙無効を求めた訴訟

○ 判決

「 本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち**1人別枠方式**に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはいえない」

(「裁判所ホームページ」裁判例情報「判例検索システム」検索結果詳細画面)

## 衆議院選挙定数不均衡訴訟 最高裁判決 (2011年3月23日、大法廷)

「 具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる。

以上は、前掲各大法廷判決の趣旨とすることであって、これを変更する必要は認められない。」

(「裁判所ホームページ「裁判例情報」判例検索システム>検索結果詳細画面)

## 参議院選挙定数不均衡訴訟 最高裁判決 (2009年9月30日、大法廷)

- 参議院選挙の最大格差1対4.86をめぐる定数不均衡訴訟の最高裁判決
- 判決

「 本件選挙までの間に本件定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものということとはできず、本件選挙当時において、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとするとはできない。」

「 現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。このような見直しを行うについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないが、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる。」

(「裁判所ホームページ「裁判例情報」判例検索システム>検索結果詳細画面)

## 参議院選挙定数不均衡訴訟 最高裁判決 (2009年9月30日、大法廷)

参議院議員の選挙制度の仕組みは、憲法が二院制を用い参議院の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとしたこと、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえ得ること、憲法46条が参議院議員については3年ごとにその半数を改選すべきものとしていること等に照らし、相応の合理性を有するものであり、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えているとはいえない。そして、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不斷に生ずる人口の変動につき、それをどのような形で選挙制度の仕組みに反映させるかなど問題は、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要するものであつて、その決定は、基本的に国会の裁量にゆだねられているものである。

(「裁判所ホームページ「裁判例情報」「判例検索システム」> 検索結果詳細画面)

## 衆議院選挙制度に関する各党協議会 第1回会議(2011年10月19日)

樽床座長から

- (1) 衆議院小選挙区の区割り作業は、現行制度が一票の格差からいって違憲状態にあるという3月の最高裁判決を受けて、区割りの審議会が中断している状態にある
- (2) 法律によると来年2月25日に区割り審議会の政府への勧告期限が迫っている。衆議院議員の任期が残り2年を切る状況のなかでは違憲状態の解消と違法状態の回避は党派を超えた国会としての喫緊の課題だ
- (3) どういう方策を講ずるべきかについては各党いろいろな意見があることは承知しているが、民主党としては違憲状態の解消と違法状態の回避のためには最低限必要な事項について、この臨時国会で結論を得て法改正が必要と思っている
- (4) まずは各党がテーブルについて協議を始めることが事態打開の第一歩と考えているのでお願いしたい

——との協議会の趣旨・目的が示された。

(民主党HP「衆議院選挙制度に関する各党協議会 第1回会議を開催」)

## 「参議院改革協議会報告書」 (平成22年5月21日、抜粋)

真剣な協議の結果、平成22年の通常選挙に係る定数較差是正は見送り、平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととなった。

平成22年の通常選挙後、専門委員会を立ち上げ、平成25年の通常選挙に向け、改正案の検討に入り、平成23年には改正案の取りまとめを行うこととしている。その後、参議院改革協議会の議を経て、平成23年中に公職選挙法改正案を提出することとしている。

なお、平成22年の通常選挙後、専門委員会を立ち上げ、平成25年の通常選挙に向けた選挙制度の見直しの検討を直ちに開始すべき旨、参議院改革協議会において、決定する必要があることについて各委員の意見が一致した。

(平成22年5月21日「参議院改革協議会報告書」より抜粋。)

21

## 西岡議長提案「参議院選挙制度の見直しについて (たたき台)」(平成22年12月22日)

現行の全国単位の比例代表選出議員の選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、総議員(242名)につき、全国9つのブロック単位の選挙区に人口比例により定数を配分した上で非拘束名簿式比例代表制の選挙により選出することとする。

なお、個人の候補者の立候補を認めるかどうか、総定数を削減するかどうかは、今後検討を行う。

### 9ブロック

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東信越	茨城、栃木、群馬、新潟、長野
南関東	埼玉、千葉、神奈川、山梨
東京	東京
中部	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重
関西	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

22

## 民主党と自民党の参議院選挙制度改革案

### (民主党案)

現行制度を基本的に維持

選挙区定数 20減の126、比例代表定数 20減の76、計202に削減

合区対象 ①山梨と長野 ②石川と福井 ③島根と鳥取 ④高知と徳島 ⑤長崎と佐賀

定数は「山梨と長野」が4で他は2に設定

また、宮城、福島、新潟、岐阜、京都、広島各選挙区の定数を4から2に削減

神奈川は定数を6から8に増

2010年夏の参院選で最大5.00倍となった一票の格差 → 最大2.967倍に縮小し

(産経新聞2011.7.27)

### (自由民主党)

選挙区定数 大阪や神奈川など4府県8増、京都や新潟など6府県12議席減の「8増12減」で4議席減

比例代表 選挙区の削減率に合わせて2つ減らして94議席とする案と、定数を1割削減して78議席とする2案を併記

都道府県選挙区の格差を最大4.5倍以内とする。

(日テレ 2011年6月18日)

## 小沢一郎「日本国憲法改正試案」 「参議院を『権力なき貴族院』にせよ」

「参議院議員を選挙によらない名誉職的なものにして、立派な業績や顕著な実績のある方に、大所高所から御審議願うという制度に変えた方がよい。選挙されるということは何らかの形で利害代表者になることだ。名誉職的参議院議員には、そういう個々の利害関係から遮断し、公平中立な判断を行わしめるのがよい。衆議院を通過した法案は、参議院で否決されても衆議院に戻され、通常議決で可決できるようにする。利害の絡まない参議院がチェックしているという事実の重みに、両院制の存在意義が生まれるのである。

貴族院的な参議院と言っても、身分制度的な爵位という意味ではない。一代限りの栄典にすれば、貴族制度の弊害は生じない。その代わりに勲章と称号は惜しむことなく与える。憲法第十四条は、貴族制度は認めないけれど、栄典の授与は認めている。それに財政負担も現在よりははるかに少なくすむ。」

## 公明党の参議院選挙制度改革案 (平成23年7月12日)

格差→1.385  
に縮小

### ◎改革案

現行の全国単位の比例代表選出議員の選挙及び都道府県単位の選挙区選出議員の選挙を廃し、総議員（200名）につき、全国11のブロック単位の選挙区に人口比例を基本として定数を配分した上で単記投票制（個人名投票）の選挙により選出することとする。

### 11ブロック

ブロック名	都道府県名	配当議員数
北海道	北海道	8
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	16
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉	22
南関東	千葉、神奈川、山梨	24
東京	東京	20
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野	14
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	22
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	32
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	12
四国	徳島、香川、愛媛、高知	8
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22

(公明党HP「トップ> 政策・実績> マニフェスト> 各種政策」)

25

## たちあがれ日本「参議院定数削減・選挙制度改革試案」(平成 23年9月28日)

### 全国比例・ブロック比例制導入の提案

- ・現行の全国比例代表制・選挙区選挙制度の中で、選挙区選挙の単位を県から全国11ブロック（衆議院選挙と同様の区割り）を単位とした比例代表選挙に移行する。
- ・全国比例の定数は60名、ブロック比例の定数は160名の計220名とする。
- ・全国・ブロックとも非拘束名簿式とし、議席の配分はドント方式とする。
- ・名簿を提出できるのは全国区、ブロックとも政党並びにみなし政党（5名以上の候補者名簿を提出）とする。
- ・1票の格差は2倍以内とする。（別紙区割り案で1.27倍）
- ・議席数は国勢調査の結果に基づいて5年ごとに見直す。

□わが党は、衆議院では新たな中選挙区制を提案しており、参議院は民意の反映や政局の安定という見地で、衆参の独自性をバランスした制度設計を目指す。

(たちあがれ日本HP、2011年9月28日(水)ニュースリリース:「参議院定数削減・選挙制度改革試案」)

## OECD諸国の一院制・二院制の別(2010年)

国名	二院制/ 一院制	政治体制	連邦制/ 単一国家	下院/ 上院定数	下院/ 上院任期(単 位:年)	上院選出方法	上院任期 (単位:年)	人口(単 位:万人)		備考	
								1議席当りの人口 (単位:万人)	2議席当りの人口 (単位:万人)		
日本	二院制	議院内閣制	単一国家	480	4	242 直接選挙	6	12699.5	26.5	52.5	
韓国	二院制	大統領制	単一国家	299	4	—	—	4850.1	16.2	—	
トルコ	一院制	議院内閣制	単一国家	550	4	—	—	7570.5	13.8	—	
アイスランド	一院制	議院内閣制	単一国家	63	4	—	—	32.9	0.5	—	
アイルランド	二院制	議院内閣制	単一国家	166	5	60 間接選挙+任命	5	428.9	2.8	7.6	
イギリス	二院制	議院内閣制	単一国家	650	5	734 世襲+任命	終身	6189.9	9.5	8.4	上院定数は2010年6月現在の議員 上院定数のうち直接選挙で選出され るのは315。
イタリア	二院制	議院内閣制	単一国家	630	5	322 直接選挙+任命	5	6009.8	9.5	18.7	
オーストリア	二院制	半大統領制*	連邦制	183	5	62 間接選挙	不定	838.7	4.6	13.5	
オランダ	一院制	議院内閣制	単一国家	150	4	78 間接選挙	—	1663.3	11.1	22.2	
ギリシャ	一院制	議院内閣制	単一国家	300	4	—	—	1118.3	3.7	—	
スイス	二院制	参事会制**	連邦制	200	4	46 直接選挙	4	759.5	3.8	18.5	
スウェーデン	一院制	議院内閣制	単一国家	349	4	—	—	929.3	2.7	—	
スペイン	二院制	議院内閣制	単一国家	350	4	264 直接選挙+間接選挙	4	4531.7	12.9	17.2	
スロバキア	一院制	半大統領制*	単一国家	150	4	—	—	541.2	3.6	—	
チェコ	一院制	議院内閣制	単一国家	200	4	81 直接選挙	6	1041.1	5.2	12.9	
デンマーク	一院制	議院内閣制	単一国家	179	4	—	—	548.1	3.1	—	
ドイツ	二院制	議院内閣制	連邦制	622	4	69 任命	不定	8205.7	13.2	118.9	下院定数の議席数は超過議席***を 含む。超過議席を除くと598。
ノルウェー	一院制	議院内閣制	単一国家	189	4	—	—	485.5	2.9	—	
ハンガリー	一院制	議院内閣制	単一国家	386	4	—	—	997.3	2.6	—	
フィンランド	一院制	議院内閣制	単一国家	200	4	—	—	534.6	2.7	—	
フランス	二院制	半大統領制*	単一国家	577	5	343 間接選挙	6	6263.7	10.9	18.3	
ベルギー	二院制	議院内閣制	連邦制	150	4	71 直接選挙+間接選挙 指名+上院議員による	4	1069.9	7.1	15.1	
ポーランド	二院制	半大統領制*	単一国家	460	4	100 直接選挙	—	3803.8	8.3	38.0	
ポルトガル	二院制	半大統領制*	単一国家	230	4	—	—	1073.2	4.7	—	
ルクセンブルク	一院制	議院内閣制	単一国家	60	5	—	—	49.2	0.8	—	
アメリカ合衆国	二院制	大統領制	連邦制	435	2	100 直接選挙	6	31764.1	73.0	317.6	
カナダ	二院制	議院内閣制	連邦制	308	4	105 任命	75歳まで	3389.0	11.0	32.3	
チリ	二院制	大統領制	単一国家	120	4	38 直接選挙	8	1713.5	14.3	46.1	
メキシコ	二院制	大統領制	連邦制	500	3	128 直接選挙	6	11064.5	22.1	86.4	
オーストラリア	二院制	議院内閣制	連邦制	150	3	76 間接選挙	6(一部)	2151.2	14.3	28.3	
ニュージーランド	一院制	議院内閣制	単一国家	122	3	—	—	430.3	9.5	—	

\*半大統領制とは、直接選挙を以て一定の行政上の権限を有する大統領と議院に責任を負う政府が併存する政治体制。  
 \*\*参事会制とは、政府は議院に責任を負わず、議院を解散することができない政治体制。  
 \*\*\*議席計算の過程で、定数598を超える議席が発生し(超過議席)、その議席分だけ当該総選挙に限り議席増が認められる。  
 (出典)国立国会図書館資料に一部加筆

(出典:西岡議長提案「参議院選挙制度の見直しについて(たつき台)」、平成22年12月22日)

## ドイツ連邦共和国

### ドイツの16州



(出典:拙著『地方主権の国 ドイツ』(平成15年、ぎょうせい))

## バイエルン州 Bayern

- 英語でババリアBabaria
- 一千年以上の歴史
- 人口約1220万人、ドイツ最大の面積
- 州都は、ミュンヘン
- ビール、ロマンチック街道、ノイシュバンシュタイン城、ニュルンベルク、アウグスブルク等
- **BMW**は、Bayerischer Motor Werk(バイエルン自動車工場)の略。シンボルマーク、青と白の菱形模様は、州の紋章から



ミュンヘン市役所前広場

29

## ハンザ都市 ブレーメン

## Bremen

- ドイツで最も小さな州
- 人口66万
- 1200年の歴史
- ハンザ同盟の一員として隆盛
- グリム童話「ブレーメンの音楽隊」で有名な市の中心の市場広場
- 1404年以来、北ドイツ地方における都市の自由と独立のシンボル、剣と盾を持った中世の騎士ローラントの巨像



世界遺産 ブレーメン市庁舎

30

## ザクセン州 Sachsen

- 旧東ドイツからの新しい五州の中でも最も人口の多い(450万人)州
- 東ドイツ時代は、ドレスデン県、ライプツィヒ県およびシエムニッツ県に分割
- 1990年、東西ドイツの統一により復活
- バツハ、バロック建築、マイセンの陶器
- かつてのザクセン王国の首都でもあった州都ドレスデン、バツハと見本市の町ライプツィヒ



マイセン・アルブレヒト城から

31

## ドイツ連邦参議院



(ドイツ連邦参議院ホームページによる。)

32

## ドイツ連邦参議院



(2006年9月)

33

## ドイツ連邦参議院

- 各州の首相、大臣等で構成
- 「各州は少なくとも3票、人口200万人を超える州は4票、人口600万人を超える州は5票、人口700万人を超える州は6票の表決権を有する」(GG § 51②)
- 参議院の同意を要する法律
  - ア 基本法改正 (GG § 79②)  
連邦参議院の3分の2の多数による同意が必要
  - イ 州の財政に影響を及ぼす法律
  - ウ 州の行政高権を侵害する法律
- その他、法律案に対する異議の提起、連邦政府の規則に対する同意等、広範な権限

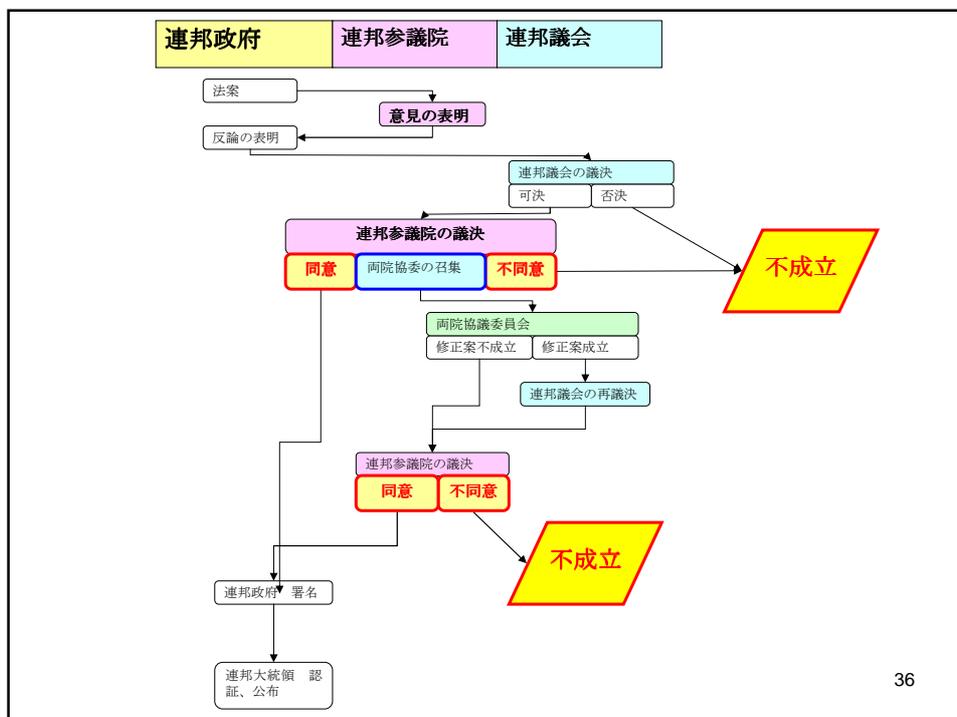
34

## ドイツ連邦参議院の構成

Land 州名	Einwohner in Mio. 人口 百万	Stimmen im BR 議席数	MP 州首相	Reg-Parteien 政権政党
バーデン・ヴュルテムベルク州	1,075	6	Winfried Kretschmann	B90/DIE GRÜNEN / SPD
バイエルン州	1,254	6	Horst Seehofer	CSU / FDP
ベルリン市	347	4	Klaus Wowereit	SPD / DIE LINKE.
ブランデンブルク州	250	4	Matthias Platzeck	SPD / DIE LINKE.
ブレーメン州	66	3	Jens Böhmsen	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ハンブルク市	179	3	Olaf Scholz	SPD
ヘッセン州	607	5	Volker Bouffier	CDU / FDP
メクレンブルク・フォアポメルン州	164	3	Erwin Sellering	SPD / CDU
ニーダーザクセン州	791	6	David McAllister	CDU / FDP
ノルドライン・ヴェストファーレン州	1,784	6	Hannelore Kraft	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ラインラント・プファルツ州	400	4	Kurt Beck	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ザールラント州	102	3	Annegret Kramp-Karrenbauer	CDU / FDP / B90/DIE GRÜNEN
ザクセン州	414	4	Stanislaw Tillich	CDU / FDP
ザクセン・アンハルト州	233	4	Dr. Reiner Haseloff	CDU / SPD
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	283	4	Peter Harry Carstensen	CDU / FDP
チューリンゲン州	223	4	Christine Lieberknecht	CDU / SPD

(ドイツ連邦参議院ホームページ「Organe und Mitglieder」「Plenum」「Stimmenverteilung im Bundesrat」による。2011.10.22閲覧)

35



## おわりに ドイツ連邦制と都市州



都市国家アテネが民主クラシーの揺籃となったのは、偶然ではない。**国民が主権者となるデモクラシー**は、ポリスにおいて発展した。ポリスでは、平等な者同士の共同体として、密接な近隣関係が生まれていた。市民は、これを基礎に個人的によく知っている者を選挙で選び、これに政治的な決定力を委ねることができたのである。そして、同時に、選挙人は、選ばれた者たちの責任を追及することができることとされていた。民主主義的正統性とは、選ばれた役人たちの職務の執行が選挙人団によって直接取り戻せることを意味し、多くの問題がアゴラ、すなわち市場広場でデモス(民衆)自らによって決定されたのである。いくつかのスイスの州では、このような民主主義的な政治的意思決定の方式が今日でも続いている。

ドイツにおいては、連邦においても、州においても、その規模がかなり大きいことから、**代表制民主主義**が採用されている。都市州においても、市民が市場広場においてその共同体の運命を自ら決定するということは、もはや考えられない。

今日、より大きな政治的統合体に向かう傾向が見られるとはいえ、都市州は、決して時代錯誤のものではない。目下、グローバル化の時代にあつて、政治決定が小さな統一体からより大きな統一体に移行していく強い傾向が認められる——これは、市町村と郡の関係でも郡と州の関係でも、ついでに連邦と州の関係でも同じことであるが、そうだからこそ、都市州の政治的統一体としての重要性はますます増加しているのである。というのも、広域州においては、支配する者は、しばしば支配される者から遠く離れて暮らし、活動しがちであるが、**都市州**においては、一方において国家性はあるものの、他方において地域の共同体として、よく見通せる民主主義的な責任の関係を構築できるからである。土地の人間としての絆と共有する歴史の影響力は、広域州より都市州の方が強い。これが個々人の市民意識を高めるという長所を有している。

(2000年10月17日、ブレーメン市「連邦制における都市州の役割」シンポジウムより)、拙著『地方主権の国 ドイツ』(平成15年、ぎょうせい)